褒　賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年五月三十日、紺綬褒章を授かった者は、次のとおりである。

市澤　輝一　　松坂　芳助　　土井　サチ子
五十嵐美惠子　　水口　昭一郎　　鳥越　俊男
蘆田　裕昭　　内藤　五郎　　坪内　せつ子
◎谷　一平　　河合　實　　田邊　幸一
林　千代　　村田　博之

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年五月三十日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

奈良　岩雄　　辻　凡子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年五月三十日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

久保　恒彦　　田中　實　　鈴木　繼男
豊泉　百代　　加藤　武久　　綿引　一

褒章条例第二条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年五月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

金光　富男

褒章条例第二条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十四年五月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

アヲハタ株式会社
宗教法人千代保稲荷神社
飛鳥ホールディングス株式会社
有限会社ワイエフピー
株式会社風間建設工業所
株式会社システックス

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月五日英国女王陛下の御即位六十周年記念祝日につき、同月四日御祝電を発せられた。

官庁発表

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会病院労働組合から、夏季一時金等の要求に関して、平成24年６月８日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、広島県、香川県、福岡県及び大分県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年６月６日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

北海道	ＫＫＲ札幌医療センター斗南病院及びＫＫＲ札幌医療センター
宮城県	東北公済病院及び東北公済病院宮城野分院
東京都	虎の門病院、三宿病院及び立川病院
神奈川県	虎の門病院分院
愛知県	名城病院及び東海病院
大阪府	大手前病院及び枚方公済病院
兵庫県	六甲病院
広島県	広島記念病院
香川県	高松病院
福岡県	千早病院
大分県	新別府病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全関東単一労働組合から、60歳以降の継続雇用等の要求に関して、平成24年６月８日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 24 年６月６日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

東京都	東京急行電鉄株式会社電気部電気工事事務所
神奈川県	東急バス株式会社運輸部東山田工場

公　告

諮　事　項

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　中央投資経済
２．住所　愛知県名古屋市中区栄１丁目14番20号東海御園ハイツ403号
３．代表者の氏名　吉田　　昇
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号東海財務局長（金商）第46号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成24年12月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部金融監督第三課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 24 年６月６日

東海財務局長　小西　　昭

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同令第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 24 年６月６日　　九州経済産業局長　広実　郁郎

名　　称	株式会社キューコーリース
本店の所在地	福岡県福岡市中央区高砂二丁目10番１号
登録番号	九州（個）第15号
営業廃止年月日	平成24年５月１日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第７８５号

札幌市南区澄川２条５丁目５番20号
申立人　ライオンズマンション澄川第２管理組合
本籍北海道札幌市南区澄川２条５丁目５番、最後の住所札幌市南区澄川２条５丁目５番20―406号、死亡の場所札幌市南区、死亡年月日平成21年７月20日、出生の場所北海道浦河郡浦河町、出生年月日昭和11年８月17日、職業不詳
被相続人　亡　小林　ヤヱ
事務所札幌市手稲区手稲本町２条４丁目８番24号　キテネビルＡ棟２階　弁護士法人誠信法律事務所手稲支所
相続財産管理人　弁護士　井本　雅之

札幌家庭裁判所